

特集

部落差別は、明治以後

なぜ残されたのじょう③

明治政府は、富國強兵・
殖産興業を国是とする近

代的な資本主義国家を目指し
た政策を進めてきました。そ

のためには当然のことながら、
封建的な諸制度を廃止する必
要がありました。

政府がこのようない図で

「解放令」を出しましたので、
本県出身の大江卓の優れた意

見はまったく受け入れられず
被差別部落の人たちには、経
済的な援助はもとより生活保
障の具体的な施策はなにもあ
りませんでした。それどころ
か、免除されていた租税を負
担させられ、さらに兵役と教
育の義務も負わせられまし
た。また、被差別部落の人た
ちの大切な仕事であった皮な
めしや加工の仕事に大商人た

ちが進出し、仕事を奪われる
ことになりました。

それにひきかえ、かつての
武士たちには、当時の國家予
算の三年分以上にあたる一億
円を越える公債や現金を出し
て保護しました。

政府は、口では「四民平
等」を唱えながら、明治一年
に徳川時代の身分制度を、皇
族・華族・士族・平民という
新しい身分制度に組み替えま
した。

また、明治五年につくられ
た近代戸籍(千両戸籍)には、
元の身分が一目でわかるよう
に明記されました。この戸籍は、一九六八(昭和四十
三)年まで自由に閲覧でき
ましたが、これがもとで、その後も結婚
や就職等で引き続き差別を受

けるようになりました。

日本は欧米諸国からの遷
を取り戻すために、近代的な
産業を興すための資本金が必
要となり、農民を利用しま
した。

政府は、農民に土地の売買

を自由にした代價として、當
時の土地の売買相場を評価額
とし、その三割を從来の年貢
のかわりに現金で納める地租
改正を行いました。これは、
旧來の年貢よりも重い
税金となりました。

この税金をもとにして、
次々と官営工場をつくり、こ
れをかつての上級武士や大商
人たちに格安に払い下げて、
日本の資本主義を進めていき
ました。

ちは、これらの工場には絶対
に雇用されませんでした。
一方、農村では、この地租
改正が農民を苦しめました。
零細な自作農の人たちは、税
金が納められなくて土

地を手放す者が多くな
り、土地は大地主の手
に移り、自作農から小
作農へ転落していくま
した。

農村の被差別部落では、
は、少しの土地を持つ
て耕作していた人もい
ましたが、多くの人は
ちは農村で生活してい
ながら、土地を持つこ
ともできず、竹細工や
わら細工、下駄や靴の
修理といった雑業か零
細な小作農民として生

活せざるをえませんでした。
明治の近代化も、被差別部
落はこの流れからまったく取
り残され、最底辺の労働者と
して、江戸時代よりも苦しい
生活に追いやられ悲惨な生
活を続ける結果となりました。
そして、部落と部落外との生
活の格差はますます広がりま
した。

明治政府の出した「解放令」
は、被差別部落の人たちに「失
業の自由」と「飢える自由」を
もたらす結果となりました。



識字学級、集会所文化祭